

分野別情報

第53回添加物専門調査会議事概要

日 時:平成20年1月15日(火) 14:00~16:50

場 所:食品安全委員会 大会議室

議事概要:

1) 亜塩素酸水

- ・事務局から説明。
- ・本日の議論で指摘された事項について修正等を行い、次回、評価書案を再度確認することとされ、継続審議とされた。

2) L-グルタミン酸アンモニウム

- ・事務局から説明。
- ・審議の結果、本物質は、添加物として適正に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日許容摂取量(ADI)を特定する必要はないとし、評価書案を食品安全委員会に報告することとされた。

3) ウッドロジングリセリンエステル

- ・審議の結果、継続審議とされた。

<参考>

- 1) 殺菌料として申請されています。類縁物質として、わが国では亜塩素酸ナトリウムの、米国では酸性化亜塩素酸塩(ナトリウム)水溶液の使用が認められています。
- 2) 食品の風味増強剤、食塩代替品として、欧米諸国等で広く使用が認められています。
- 3) 乳化剤として申請されています。安定な混濁と香味を付与することができることから、清涼飲料水やアルコール飲料等への使用が、欧米諸国等で広く認められています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)